後見制度支援預金特別約定

２０２１年４月現在
巣鴨信用金庫

後見制度支援預金は「共通取引規定」「決済用普通預金・普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

１．（利用対象者）

家庭裁判所が「指示書」を交付した者。

２．（取扱店の限定）

口座取引店のみを窓口として取扱うものとする。

３．（取引の方法）

すべての取引は「指示書」に基づき取り扱うものとし、当金庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

４．（自動支払い）

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

５．（キャッシュカードの取扱い）

キャッシュカードは発行できません。

６．（ＡＴＭ利用）

ＡＴＭでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

７．（解約）

この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当金庫所定の手続きにより、解約することができます。

（１）成年被後見人が死亡した場合
（２）裁判所による「指示書」に基づく場合
（３）成年被後見人の後見開始取消審判が確定した場合
（４）未成年後見の場合で、成年に達した場合
（５）法令の改正等により、本商品の取扱いを継続することができないと当金庫が判断した場合

８．（適用条項）

（１）この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
（２）特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
（３）この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。

９．（特約の変更）

本特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ウェブサイト及びその他相当の方法で、特約を変更する旨及び変更内容並びに変更日を公表することにより、変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上